

訪問看護ステーション甲賀

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条

当事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び介護予防訪問看護の必要を認めた者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問看護事業所の従業員は、利用者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護事業所の従業員は、利用者が要支援状態となった場合においても、その利用者可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 訪問看護ステーション甲賀
- 2 所在地 滋賀県甲賀市甲南町深川市場 10 番地 1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2 看護職員 3 名以上 ・ 理学療法士 1 名以上

看護職員及び理学療法士は、主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）サービスにあたる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 祝日を省く月曜日から金曜日までとする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 訪問看護対応日 緊急時は年中すべて対応する。（土・日・祝日の訪問は相談に応じて対応）
- 4 訪問看護対応時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 5 専用携帯電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第6条 訪問看護（介護予防訪問看護）の提供方法は次のとおりとする。

- 1 利用者の主治医が交付した訪問看護指示書により訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成し、利用者又はそのご家族へ説明を行い、当該計画書に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）を実施する。
- 2 利用者又はその家族から当該事業所に直接依頼があった場合は、利用者の主治医に訪問看護指示書の交付を求める。
- 3 また、利用者に主治医がいない場合は、当該事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会などの関係機関と調整し対応する。
- 4 訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成し、主治医に提出するとともに適時訪問看護指示書の交付を受ける。

（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状、障害の観察、健康相談
- 2 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- 3 療養上の世話
- 4 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置・予防、留置カテーテルなどチューブ等の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言）
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 精神的支援をはじめ総合的な看護
- 9 その他（家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用具の利用相談、住宅改善の相談）

(利用料その他の費用の類)

第8条

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。
- 2 使用した衛生材料（ガーゼや絆創膏、チューブ類など）は実費負担とする。また、死亡時に死後の処置をご自宅で行う場合、ご遺体のお世話代として 10,000 円（税込）を負担する。
- 3 第9条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合の交通費は次の類とする。
(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、1km あたり 50 円
- 4 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、甲賀市甲南町・甲賀町ならびに水口町の伴谷小学校区以外の区域とする。それ以外の地域は相談により訪問を検討する。

(緊急時等における対応方法)

第10条

看護職員は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。看護職員は、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第11条

- 1 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）、および市町村等に報告するものとする。
- 2 当事業所は、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から2年間保存することとする。

(苦情処理)

第 12 条

- 1 当事業所は利用者からの相談、苦情等に対する窓口(事業所窓口：管理者)を設置し、事業の提供に係る利用者及びその家族からの要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 当事業所は、要望、苦情の内容などについて記録し、その完結の日から 2 年間保存することとする。

(人権擁護・虐待防止)

第 13 条

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保することとする。

(非常災害対策)

第 14 条

- 1 感染症や非常災害の発生などにおいて、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じることとする。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- 4 感染症や非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設や訪問看護事業所との連携及び協力を行う体制を構築するよう努力する。

(高齢者虐待防止)

第 15 条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じることとする。

- 1 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を定期的実施する。
- 2 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選任する。
- 3 成年後見制度の利用を支援する。
- 4 苦情解決体制を整備する(事業所窓口：管理者)。
- 5 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的(年 1 回以上)実施する。
- 6 虐待防止のための指針を作成し、対策を検討する委員会を設置し、委員会を定期的に開催する。
また、委員会の結果について従業者に周知徹底を図る。
- 7 サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束等の適正化)

第16条

- 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第17条

- 1 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な業務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に職員の資質の向上に努めるものとする。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者と職員の協議に基づいて定めるものとする。
- 5 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保持する。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

(個人情報の保護)

第18条

- 1 事業所は利用者又はその家族の個人情報について個人情報の保護に関する法律を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供目的にのみ利用し、また、必要に応じて事業所のグループ企業で共有する場合がある得るものとする。

附則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年9月15日から施行する。

この規定は、令和8年2月1日から施行する。